

○滝川市民ゴルフ場コース利用約款

(約款の適用)

第1条 滝川市民ゴルフ場コース（以下「ゴルフ場」という。）を利用される方は、本約款によるほか当ゴルフ場が定めた諸規則に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場でプレーされる方は、プレー当日フロント若しくはスタートハウスにおいて本約款を確認のうえ、所定の署名簿にご署名とコース利用料を頂くことにより、当ゴルフ場は署名者に施設ご利用を引き受けいたすこととなります。

(反社会的勢力の定義)

第3条 反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 共生者
- (6) 密接交際者（暴力団と社会的に非難される関係にある者）

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の各項による場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- 2 満員のためスタート時間に余裕がないとき
- 3 利用者が反社会的勢力と認められるとき
- 4 反社会的勢力を同伴または紹介により入場させたとき
- 5 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属するものがあるとき
- 6 天災その他の止むを得ない事情によりクローズするとき
- 7 偽名または他人名義での申込みをしたとき
- 8 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき
- 9 技術が著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけたとき
- 10 ルール・マナーおよび警告を無視してそのプレーを改めないとき
- 11 その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき

(休業日・開場時間)

第5条 当ゴルフ場の休業日と開場時間は、当コースの定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の各項による場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 2 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
- 3 当ゴルフ場または他のプレーヤーに対して好ましくない行為があったとき
- 4 天災その他の止むを得ない事情により、施設が利用できないとき
- 5 その他本約款又は細則に違反したとき

(貸ロッカー)

第7条 貸ロッカーを利用される方はフロントに申し出て下さい。必ず施錠し鍵はご自身でお持ち頂きます。ロッカー内の物品の盗難については、一切の責任を負いません。

(携帯品、自動車等)

第8条 携帯品や駐車中の自動車に関する盗難、損害等については、当ゴルフ場では一切の責任を負いません。

(宅急便の取扱い)

第9条 宅急便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズ等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中のこれら物品の盗難、紛失、破損等の責任は負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット、マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により大変危険を伴うことがありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り利用者ご自身の責任でプレーしていただきます。

(ティインググラウンドにおける素振り)

第11条 クラブの素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではなさないでください。打順以外のプレーヤーはティインググラウンドに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対しては、後続組の打者は、ご自分の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

(打者の前方には出ないこと)

第13条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対にでないでください。

(隣接ホールへの打ち込み)

第14条 隣接ホールへの打ち込みは、特に危険ですからプレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールへの打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、ご自分の同伴プレーヤーにも十分気をつけて打球してください。

(待避)

第15条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

(ホール・アウト後の退去)

第16条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴があった場合)

第17条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、避難に安全と思われる場所に待避してください。

(火気使用の禁止)

第18条 コース内やクラブハウス内での火気使用は、所定の場所以外では禁止します。マッチのもえ殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿へお入れください。

(違背の場合の責任)

第19条 利用者がこの利用約款に違反して、第3者に損害等の事故を発生させた場合または、ご自身が違反して損害等の被害を受けた場合は、当コースは一切の損害賠償の責任を負いません。

(用具、所持品等の管理)

第20条 用具及び所持品は利用者が管理してください。当コース内並びに練習場での紛失、置き忘れまたは損傷の責任は一切負いません。

(損害賠償の責任)

第21条 利用者の故意または過失により、当コースの従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

(施設内への持ち込み品)

第22条 当コース及び練習場の施設内には、次の物はお持ち込みをお断りいたします。

- (1) 動物、鳥類等のペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 銃砲刃剣類
- (4) 火薬、揮発油等発火爆発の恐れのあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) 他人に迷惑をおよぼし、または不快を与えるもの

(行為の禁止)

第 23 条 施設内では、次の行為を禁止します。

- (1) 賭博その他風紀を乱す行為
- (2) 物品販売、宣伝広告などの行為
- (3) 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く。）なお、特に許可した場合であっても、利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当コースは一切損害賠償等の責任を負いません
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為

(お忘れ物)

第 24 条 当コース内でのお忘れ物は、発見の日から 6 ヶ月間お預かりします。ご本人であることを証明して、期間内にお引き取りください。期間内にお引き取りの無い場合は、処分することがありますので予めご了承ください。

附 則

この約款は、平成 8 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この約款は、平成 28 年 8 月 22 日から施行する。